昭和十年七月十五日

日滿セロフアン株式會社取締役

高田義三

（未就職七名）事業員代表

小出繁芳

調停者江川警察署特高主任

梶田安一

立會者協調會名古屋出張所長

大澤逸策

以上

ク往復所要日數ヲ含ム）ノ間ニ支拂フヘキ金額ノ五圓未滿ノ端數ハ之ヲ切捨テ五圓以上ノ端數ハ之ヲ五圓ニ繰上ケ百圓ニ付金六百五十圓ノ割合ヲ以テ金額ヲ計算シ之ヲ支拂フヘキ金額ニ加算シ其ノ合計額ヲ以テ支拂フヘキ金額トスルコト

一、會社ハ昭和十年七月十五日ヨリ同年十二月末日迄ノ間ニ於テ名古屋出張所ニ於テ會社ノ指定スル場所ニ於テ會社ノ指定スル日時ニ於テ組合員ニ對シ前項ノ金額ヲ支拂フコト

一、組合ハ本件ニ關シ會社ニ對シ今後一切ノ異議ヲ申立テサルコト

一、組合ハ本件ニ關シ會社ニ對シ今後一切ノ異議ヲ申立テサルコト

一、